

プロフェッショナル人材就業促進補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、県内の事業者がプロフェッショナル人材の活用により生産性向上を図ることを支援するため、事業者が当該人材を雇用した場合に、その要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付することについて、補助金等交付規則（昭和34年長野県規則第9号。以下「規則」という。）に定めのあるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) プロフェッショナル人材

概ね15年以上の経験により、専門的な技術や知識等を有し、かつ、雇用する事業所において生産性の向上に繋がるような活躍が期待できる人材であって、長野県プロフェッショナル人材戦略拠点を通して民間人材ビジネス事業者が紹介する者をいう。

(2) 長野県プロフェッショナル人材戦略拠点

企業における専門的な技術や知識等を持つ人材の需要を開拓し、都市圏から地方への当該人材の還流を促進することにより、県内企業の成長戦略の実現に資するために長野県が設置した拠点をいう。

(3) 民間人材ビジネス事業者

職業安定法（昭和22年法律第141号）の規定に基づく有料職業紹介事業の許可を受けた事業者であって、長野県プロフェッショナル人材戦略拠点に登録したものをいう。

(4) 常時使用する従業員

期間の定めのない契約により使用される者又は1年以上使用されることが予定される者で、かつ、その者の1週間の労働時間数が当該事業所において同種の業務に従事する通常の労働者の1週間の所定労働時間数の4分の3以上である者をいう。

(補助対象者)

第3条 補助金の交付対象者は、補助金の交付申請日において、次の各号に掲げる要件を全て満たす事業者とする。

(1) 県内に本社、支社、事業所等を有すること。

(2) プロフェッショナル人材を長野県内の事業所等で新たに雇用しようとする者であること。

(3) 県税の未納がないこと。

(4) 役員等（事業主が個人である場合はその者を、事業主が法人である場合はその支店又は常時契約を締結する事業所等を代表する者をいう。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。）でないこと又は暴力団（暴対法第2条第2号に

規定する暴力団をいう。)と密接な関係を有する者でないこと。

- (5) 雇用保険の適用事業主であること。
- (6) 第6条第1項の申請をする日から起算して過去1年以内に、雇用保険被保険者を解雇していないこと。
- (7) 宗教活動又は政治活動を主たる目的とする者でないこと。
- (8) 申請しようとする者が法人である場合は、その資本金又は出資金の総額が10億円未満であること。
- (9) 常時使用する従業員が1,000人未満であること。
- (10) 本補助金の他に、国、県その他公的機関が実施する同様の補助金等を受給していないこと。

(補助対象期間)

第4条 補助対象期間は、プロフェッショナル人材を雇用した日(4月1日以降の日に限る。)から2か月を限度とする。ただし、当該期間が3月1日以後にわたる場合は、2月末日までの期間とする。

(補助対象経費等)

第5条 補助対象経費等は、別表に掲げるとおりとする。

(補助金の交付申請及び交付決定)

第6条 補助金の交付を受けようとする事業者は、原則、プロフェッショナル人材の雇用が開始される日の10日前までに知事に交付申請しなければならない。ただし、当該年度の申請受付は1月22日(当日が閉庁日の場合は翌開庁日)をもって終了する。

- 2 前項の申請は、交付申請書(様式第1号)により行うものとする。
- 3 知事は、前項の交付申請書の提出があったときはこれを審査し、補助金を交付すべきものと認めるときは交付決定を行い、その旨を申請者に通知するものとする。
- 4 補助金の交付申請は、同一の事業者につき、同一の年度にプロフェッショナル人材1名までとする。

(交付決定の変更)

第7条 交付決定を受けた事業者(以下「補助事業者」という。)が、次の各号に掲げる事項に該当するときは、知事に変更申請をしなければならない。

- (1) プロフェッショナル人材に係る業務内容、給与条件又は雇用期間等の雇用条件を変更する場合
- (2) 補助対象経費合計額が増加し、交付決定金額を変更する必要がある場合
- (3) 補助対象経費合計額が2割以上減少する場合

- 2 前項の申請は、様式第2号により行うものとする。

(事業の中断又は廃止)

第8条 補助事業者が、本事業を中断し、又は廃止しようとするときは、様式第3号により知事に届け出なければならない。

(申請の取下げ)

第9条 規則第7条第1項に規定する期日は、交付決定の通知を受領した日から起算して30日以内とする。

2 前項の規定による取下げ又は交付決定前に申請の取下げをしようとするときは、様式第3号により知事に届け出なければならない。

(交付決定の取消し)

第10条 知事は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(1) 偽りその他不正の手段により、県補助金の交付を受けたとき。

(2) その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第11条 知事は、前条の規定により補助金の交付決定を取り消した場合において、既に補助金が補助事業者を支払われているときは、期限を定めて、その返還を求めるものとする。

(実績報告書)

第12条 規則第12条の規定による実績報告書は、様式第4号及び別紙事業報告書によるものとし、補助事業者は、本事業が完了したとき又は第8条の規定により事業を廃止したときは、速やかに知事に提出しなければならない。

2 知事は、前項の実績報告書を審査の上、適正と認めるときは、額の確定を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の支払い)

第13条 補助事業者が第12条第2項の規定による額の確定通知を受けた後、補助金の支払いを受けようとするときは、様式第5号による補助金請求書を知事に提出しなければならない。

(書類の整備等)

第14条 補助事業者は、本事業に係る補助金の経理を明らかにした書類を整備し、本事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間、これを保存しなければならない。

2 知事は、前項の期間及び補助対象期間中、本事業に関して、必要に応じ認定事業者に報告を求め、事務所又は事業所等に立ち入り、帳簿書類その他必要な物件を検査することができる。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成27年9月30日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 29 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 3 月 27 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 5 月 9 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 3 月 22 日から施行する。

附 則

1 この要綱は、平成 31 年 3 月 28 日から施行する。

2 この要綱による改正前に交付した補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定に伴う返還については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和 2 年 9 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 3 月 10 日から施行し、令和 3 年度の補助金から適用する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 2 月 22 日から施行し、令和 4 年度の補助金から適用する。

附 則

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 7 年 3 月 31 日までに、プロフェッショナル人材の採用を決定し長野県プロフェッショナル人材戦略拠点にその旨を報告した事業者については、当該プロフェッショナル人材に係る申請について、なお従前の例による。

附 則

1 この要綱は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

2 令和 8 年 3 月 31 日までに、プロフェッショナル人材の採用を決定し長野県プロフェッショナル人材戦略拠点にその旨を報告した事業者については、第 2 条の規定については、なお従前の例による。

別表 補助対象経費等（第 5 条関係）

補助対象経費	補助対象経費補助事業者が負担するプロフェッショナル人材に係る給与（補助対象期間に係る基本給に限る。）に係る費用とする。
補 助 額	補助対象経費の 2 分の 1 に相当する額以内とする。 また、千円未満を切り捨てるものとする。